

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年1月23日

建設委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時58分開会

○いいくら昭二委員長 定刻前ではございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまより建設委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

○いいくら昭二委員長 最初に、記録署名員を私から指名いたします。

くじらい委員、富田委員、よろしくお願ひします。

————— ◇ —————

○いいくら昭二委員長 次に、陳情の審査に移ります。

(1) 5受理番号10 花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関何か変化ありますか。

○道路整備課長 特に変化はございません。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 継続をお願いします。

○小泉ひろし委員 継続をお願いします。

○ぬかが和子委員 前回同様継続をお願いします。

○富田けんたろう委員 継続をお願いします。

○市川おさと委員 継続。

○いいくら昭二委員長 これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、継続審

査と決定いたしました。

次に、(2) 5受理番号47 花畑二丁目住宅地にある違法生コン工場の早期移転実現のためには正命令や工場への指導等を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関何か変化はありますか。

○開発指導課長 今回1月19日に工場側より、新たな是正計画が提出されました。こちらにつきましては、現在内容を確認し、精査しているところでございます。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありませんか。

○ぬかが和子委員 今、新たな是正計画が出されたということだったのですけれども、住民の方々から、そういう話が出る前に言われていたのが、区が使用禁止命令を出さないようにさせるため、何でもかんでも、ずるずるとできるだけ長く操業を続けると。そういうふうに工場側が考えているのではないかという感じがして、しょうがないということ言われているのですが、その出された是正計画というのはどういう中身なのか。今日言えなければいつ明示するのか。その辺もお伺いしたいのですが。

○開発指導課長 中身については、どこまでかというのは、今検討中でございますが、今回工場側から今までかというよりも、改めていろいろ3年間考えた結果ということで、真摯に対応していただけたというふうに私も感じましたので、今それにつけて、いろいろ確認しているところでございます。

○建築室長 いつまでに、どのような内容をお伝えできるのかということにつきまして、的確にこれから検討して精査してまいりたいと考えております。

○ぬかが和子委員 いつまでに、どのようにというか、是正計画もし出されていれば情報公開請求す

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れば出るわけですね。だから当然例えば次の委員会とかそういうところでは、示されるとかということであって、しかるべきと思うのですけれども、どうでしょうか。

- 建築室長 次回の建設委員会に、どのような形で御報告ができるかということにつきましては、内容をしっかりと精査をして、的確に判断をさせていただきたいと思っています。
- ぬかが和子委員 もう一度ちょっと繰り返しますけれども、情報公開請求すれば出るものなのだから、それは、当然委員会にはしっかりと報告をしていただきたいということなのですが。
- 副区長 内容については、今担当の方から申し上げたとおり精査をしているところでございます。当然、情報公開請求される可能性もありますので、その点についても、どこまで出せるのか、それもしっかりと弁護士も相談しながら出させていただいて、委員会の方にも御報告をさせていただきたいと思います。
- ぬかが和子委員 先ほど開発指導課長の方からのお話で聞いていますと、何というのかしら私たちがそうですけれども、前回の是正計画というのが是正計画ではなくて、要は、あそこに居座りますよという宣言のようなものだったわけですね。だから、やはりどういうことなのかという思いはあるのですが、少なくとも、前回のような居座りを宣言するようなものではないということで、先ほどのような御報告になったということによろしいのでしょうか。
- 建築室長 区といたしましては、本来求めていた是正計画の内容として、ふさわしいというふうに今回判断をさせていただきましたので、その内容につきまして、適切にこれから精査をしてまいりたいと考えております。
- ぬかが和子委員 だとしましたら、それについては、出された以降、私たちもしっかりと審議もしていきたいのですけれども、前回も申し上げたと

ころも含めて、ちょっと改めて基本的なところでお伺いしたいと思っています。

当然この当該生コン工場というのは、操業開始当初から現在に至るまで、用途地域規制をはじめ様々な法令に違反だと、違反していると。一時期は8つの法令違反だなんていう話にもなっていたわけです。

都市計画法の8条・9条いわゆる工業専用地域ではない生コン製造工場の立地が許容されない用途地域。それから建築基準法48条これは用途制限の関係で明確に違反をしていると。それから建築基準法の6条・7条と、これは違反建築物に該当しているということ。それから建築基準法の9条では、特定行政庁は、違反建築物に対して、是正命令・除却命令・使用禁止命令を行う権利と義務を有しているということであると思うのですね。

こういった法令に照らせば、当然この工場というのは、使用を継続させてはならない建築物に該当するというので、この辺の認識は、区の方もそう思っているかどうか、お伺いします。

- 建築室長 区の方もそのように思っておりますし、先方といたしましても、これまでの経緯ですとかそのような事実を踏まえて、誠意を持って、どのような形で対応したらいいのかということで、改めて検討していただいた内容を今回計画書として出していただいたというふうに区としましては認識しておりますので、その内容につきまして、精査をしていきたいと考えてございます。
 - ぬかが和子委員 詳細な質疑は、また次回以降します。
- それと、かつての、今年度というよりは昨年度ぐらいまでの答弁では、使用禁止をすれば不服申立てがとか、いろいろなことを区の方としても言ってきたけれども、この不服申立てというのは、行政処分が適法であれば当然想定される制度だし、それを前提に処分をしないということではないというふうに思いますが、その辺については、区は、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

仕組みとして法的にどうお考えなのか。

- 建築室長 法的には、先方の方から不服申立てということは可能であるというふうに認識でございます。その辺を踏まえ、区として、今後そのような内容もございましたけれども、しっかりと今回の計画実施に向けて、指導、誘導していくことが非常に重要だと区は考えておりますので、そのような対応を今後も図らせていただきたい、努めていきたいと考えております。
- ぬかが和子委員 不服申立ては当然あり得るけれども、それを前提に、それがあから行政処分をしないということではないということだと思っておりますが、どうでしょうか。
- 建築室長 そのようなことで行政処分をしないということではございません。
- ぬかが和子委員 そしますと、今まで1月末までにどのように行政処分をするかということで報告をして、今年度中に行政処分をしていくというような旨で報告されているのですけれども、ここについて、ずれるのかなと非常に危惧しているというのが1点です。
- それから、もともと繰り返し申し上げてきたように、工場を続けさせてあげるかどうかという問題ではなくて、法令に反しているものは、行政庁としてしっかり処分するのだということを繰り返し申し上げます。その認識も区は変わっていないと、しっかりそういう立場でいくということでもよろしいのでしょうか。
- 副区長 まず、今まで不服申立ての件もあって、なかなか区としての判断ができなかったところがございます。これまで議会の方でも、何度も審議していただいて、区としては、たとえ不服申立てがあったとしても、法令違反に対しては、やはり是正をしていくべきだというような形で、今回判断をしたところがございます。それについては、今後、まだいつまでというふうには、現在のところをお話できませんけれども、ただ、一つ一つ

書面でやはりきちんと整理していく必要があると思いますので、どういった経緯で、そのときにどういう署名も済んで、いつまでにその法令違反を解決するのかということ、きちんと議会の方にもまたお伝えしたいと思います。

- ぬかが和子委員 最後に。本格的な質疑は、次の委員会でしっかりさせていただこうと思っております。

工場がいつ移転できるかという問題ではなくて、行政庁として見れば、いつ、法を適正に執行するかという問題だと思うのですよ。違法建築を認識しながら使用禁止を出さないということは、行政の裁量ではなく、行政の不作为という違法状態になりかねないということだと思っております。

そういう立場で、建築基準法9条に基づいて、速やかに生コン工場に対して、使用禁止命令を出すこと、今ある限りはですよ。これを強く求めたいと思うのですが、改めて副区長どうでしょうか。

- 副区長 今まで、すごい長い歴史の中でいろいろ議論させていただきました。それで今回区としても、やはり法令違反については、しっかりと是正をしてもらうという立場で臨む新たな決意を行いましたので、しっかりとその9条に基づく是正をいつ行うのかということについても、また報告させていただきます。

- いいくら昭二委員長 よろしいですか。

他に意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- いいくら昭二委員長 意見なしと認めます。

各会派の意見をお願いいたします。

- くじらい実委員 前回の委員会で区の方も1月末をめどに、この検討を判断するという話でした。そういう意味でも、継続という判断なのかなと思いますが、今回1月19日に新たな是正計画が出てきたということで、そちらもしっかりと議論をしなければいけないかなと思います。引き続き継続でお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○小泉ひろし委員 やはり陳情にもございますけれども、3年以内ということを期日的には、それを延びてしまったのですけれども、本当に区としても、しっかりと根気よく強い姿勢で臨み、今回回答を得られたということです。その回答によって、根本的な解決がなされると信じておりますけれども、やはり公表に当たっては、しっかりと精査していただいて、大きな事案ですので、次回でも、できることは報告願いたいという意味で継続で。

○ぬかが和子委員 今までと違って、前向きなこの計画が出されたというような旨の答弁があったというのは、本当に前進だとは思いますが、さっき冒頭に申し上げたように、住民からすると、いたずらにとは言いませんが、いろいろ言いながら営業をやっていくための策ではないかと思うのも当然だと思うのです。長きにわたって、こういうことを続けてきたから。そういう点では、しっかり本当に速やかにやっていただきたいというふうに思っております。

この態度についてですが、基本的には、ずっと採択を主張しておりますけれども、次だけは、次のところで計画が出されると。きちんとどういう形か分からないけれども示していただけるということです。今回に限っては、継続で行きたいと思えます。

○富田けんたろう委員 今回新たな動きがあったわけですが、この動きについても、本日私も報告をいただきました。実際内容については、恐らく次回の委員会で出てくるのではないかというふうに今回分かったわけです。

1月末、それから年度内に行政庁として、何らかの行政処分を含め対応するという話もありましたが、今ぬかがが委員おっしゃったとおり、次の内容について私もきちんと確認をして、この場で議論をしなければ陳情に対する結論をもう一度考え直さなければいけないというところもありますの

で、私も今回に限って継続を主張したいと思いません。

○市川おさと委員 私は採択を主張いたします。もう区が既に闘う姿勢をこれほど明らかに示しております。それに対して、議会として、前回申し上げましたけれども、これを一緒に共に手を携えて戦うという姿勢を明確に示す必要がある。また、議論する必要があるというのは当然なのですが、次回に、当然これは、報告事項として上がってくるわけでありまして、大きい問題でありますので、仮に、報告事項で上がってこないとしても、その他だとか所管事項ですから、これは幾らでも中身についての議論もできるわけでありまして、したがって、今回も私は引き続き採択を主張いたします。

○いいくら昭二委員長 これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○いいくら昭二委員長 挙手多数でございます。よって、継続審査と決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行部一部退席]

————— ◇ —————

○いいくら昭二委員長 次に、所管事務の調査に移ります。

(1) 建築物減災対策に関する調査についてを単独議題といたします。あわせて、報告事項(8)建築物減災対策に関する調査についての説明をお願いいたします。

○建築室長 報告資料の29ページをお願いいたします。

建築物の減災対策でございますが、今年度の各種助成事業の実績につきまして、項番1の表に取

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

りまとめております。昨年11月末現在の実績になりますが、主な事業につきましては、重点機関の最終年度として、これまで以上の申請件数が寄せられております。

感震ブレーカー助成につきましては、昨年度実績を大きく下回る状況であります。木造住宅への設置を進めていただくために、事業者と連携した取組を進めてまいります。

今後は、重点期間の延長を予定いたしまして、引き続き区民等へ本制度の積極的な活用を働き掛けてまいります。

説明は以上でございます。

- いいくら昭二委員長 何か質疑はございますか。
- 市川おさと委員 事前の説明でもちょっと申し上げたのですが、耐震診断とか家具転倒防止とか、これは、専門の事業者が各御家庭に直接入ってチェックをする、あるいは事業をすると、こういう事業であろうというふうに認識しているわけでありませぬ。

これは、私の実家のことだったのですけれども、やはり年を取ってきますと、電源周り、コード周り、コンセント周りこういったところがすごく監視の目が行き届かなくなってきた、ぐらぐらになって、ほこりがたまったりとか、タコ足配線が放置されていたり、要するに火災の原因に非常になりやすいわけでありませぬ。

火災原因、経年的に調べてみますと、このコンセントや配線が原因となる電気機器関係が原因となる火災というのがすごく増えているのです。火災件数自体はどんどん減ってはいるのですが、例えば平成14年には、この全火災のうち電気火災というのが5.2%だったのですけれども、令和4年の数字だとこれが13.56%という形で、電気周りの火災の件数、発生の割合というのが非常に増えていると。しかも、例えば延長コードとか、あれは寿命があるのだよね。2年か3年ごとに交換しなければいけないらしいのだけれど

も、その交換なんかはめったにしません。もう付け放しです。コンセントもぐっと入れたら、ぐらぐらになっても結構隅っこの方にあたりするので、そんなに一々見やしないですよ。

結論をすぐ言いますけれども、事業者が家庭に入った際には、こういった火災予防のチェックリストを作って、そういったところも併せて見てもらうという、そういったことも是非お願いしたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

- 建築防災課長 区といたしましても、トラッキング火災が火災の原因だということは注視しているところでございます。今、市川委員おっしゃいましたように、いろいろな部分で、耐震診断や感震ブレーカーの取付けとかでお宅の方に見ていく工事が伴いますので、その際に何かできないかということ、関係機関と少し検討をしていきたいというふうに考えてございます。

- 市川おさと委員 もちろん事業者をお願いするわけだから、まるっきりただというわけにもいかないかもしれない。やはりそういうトラッキング火災などを防止する、予防するために何かチラシ作って、ただ、その辺に張っておくと、それだけでは相当弱いのかなというふうに思いますので、そういった事業者が各家庭に入った折に、そういったところにも目配りを利かせて、是非強力な火災予防という形で進めていただきたいなということを要望いたしまして、終わります。

- いいくら昭二委員長 分かりました。質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

- いいくら昭二委員長 次に、報告事項に移ります。
 - (1)・(2)以上2件を都市建設部長から、
 - (3)から(6)以上4件を道路公園整備室長から、
 - (7)・(8)のうち、所管事務の調査で、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

説明のあった（８）を除く以上１件を建築室長から報告をお願いします。

○都市建設部長 引き続きよろしくお願ひいたします。

報告資料２ページでございます。

足立区無電柱化推進計画（Ⅱ期）の策定に向けた検討状況についてでございます。

項番１の法的な位置付け、項番２の区推進計画の進捗状況等については記載のとおりでございます。

今回御報告差し上げるものは、項番３でございます。区推進計画のⅡ期の案でございます。

現在進行形で無電柱化進めているところに併せまして、９路線と合わせてあと４路線を追加して、無電柱化に取り組みたいと考えてございます。付け加える路線につきましては、３ページの優先整備実施路線一覧のとおりでございます。

今後のスケジュールでございますが、計画案を３月までに策定し、４月に公表させていただきたいと思ひます。

詳細につきましては、以下４ページ以降に記載のとおりでございます。

引き続き７ページでございます。

災害緊急トイレの点検組立て訓練の実施でございます。

現在５２か所の区立公園の中に、災害緊急トイレを設置してございますが、項番２でございます、２０２７年に民間協力団体と設置に関する体制を整えておりましたが、なかなかうまくいかないこともあるかと思ひますので、８ページの項番３、今後の体制でございますが、点検も兼ねた組立て訓練を実施することになっております。

実施結果等の確認、スケジュールについては記載のとおりでございますが、最後の今後の方針にありますとおり、迅速にトイレが開設できるよう、民間協力団体と連携して、点検組立て訓練を実施してまいります。

私からは以上でございます。

○道路公園整備室長 １０ページを御覧ください。

五反野駅前通りの無電柱化事業説明会の開催結果についての御報告でございます。

昨年１２月１２日・１３日の両日、足立小学校体育館におきまして、無電柱化事業の概要及び直近工事内容と事業スケジュールについての説明会を開催いたしました。参加者は、両日で３２名の方に御参加をいただいたところでございます。

主な質疑ですけれども、計画については、地上機器の設置位置や費用負担について。工事関連につきましては、工期の適正の長さや交通規制等についての御質問をいただきました。

区の回答につきましては、記載のとおりでございます。

今後地域住民の方々からいただいた御意見を踏まえながら、無電柱化事業を進めてまいります。

続きまして、１２ページを御覧ください。

移動式プレーパーク事業の実施事業についての御報告でございます。

事業概要でございますが、記載公園１０公園につきまして、現在プレーパークを開催しているところでございます。

１３ページ、これまでの実施状況でございますけれども、１２月末までに計２５回開催を実施いたしましたして、８１８名の参加をいただいている状況でございます。工作や昔遊びなどを実施し、また参加をしてみたいなどという御意見をいただいているところでございます。

今後の予定でございますけれども、今年度は計６０回を開催し、来年度につきましては、夏の休止期間を除きまして、約１００回の開催を予定しております。来年度に向けて現在手続を進めているところでございます。

１５ページを御覧ください。

インクルーシブ遊具配置計画（案）についての御報告でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

計画策定の目的でございますが、インクルーシブ遊具、利用者からの声を参考に、今後区内に整備する配置基準を定めるものでございます。

計画の概要です。ハッピーひろばを含む大型インクルーシブ遊具広場と単体インクルーシブ遊具の配置基準や設置規模、遊具の選定基準を記載のとおり定めたものでございます。

詳細につきましては、17ページから22ページの別紙を添付させていただいております。

今後は、3月に計画策定、来年度以降、配置計画に基づき整備を進めていく予定でございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

トイレアートプロジェクトの実施結果についての御報告です。

昨年12月14日日曜日に開催予定でございましたが、雨天予報のため、前日13日に実施したものでございます。当日は、文教大学の学生8名と40名の小学生児童に御参加をいただきました。

24ページ記載のとおり、トイレやタイヤ遊具等に参加者に塗装を実施してもらいました。参加者からの評判もよく、今後も塗装時期や現地条件が整う場所で、区民参加型のトイレ塗装を検討してまいります。

私からは以上でございます。

- 建築室長 25ページをお願いいたします。

中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例改正（素案）に対するパブリックコメントの実施結果であります。

昨年11月から12月に掛けて、パブコメを実施しまして、葬祭施設等を計画する事業者へ義務付ける事前説明の範囲を拡大することにつきまして、2名の方から3件の御意見をいただきました。その内容と区の考え方につきましては、27ページ、28ページに記載しております。

今回の御意見を踏まえまして、本条例の改正とともに、施行規則や葬祭施設等設置整備基準の見直しを行いまして、事業者に対する的確な指導に

努めてまいります。

以上でございます。

- いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

- くじらい実委員 私から1点だけお伺いします。

中高層建築物等の建築に係るパブリックコメントの実施についてなのですが、まず、このパブリックコメント、御意見はいただいていると思いますが、この意見に関して、例えばいろいろ中身見ると、条例改正に対しての何か御意見という形も見受けられるのですけれども、これは、条例改正に対しては何か反映される部分というのはあるのでしょうか。

- 建築室長 条例では、そもそもこの葬祭施設等を禁止するような条例を作るべきではないかという御意見だったかと思えます。そここのところにつきまして、区が一つの事業者を禁止するような条例を作るということはできませんので、区といたしましては、葬祭施設等の設置整備基準の改正を行いたいと考えているところでございます。これにつきましては、学校等から100mを超えた範囲に設置するのであれば設置するように努めること、努力規定ですね。そのような形の条文を付け加えまして、指導に当たっていきいたいと考えているところでございます。

- くじらい実委員 主に、28ページの方のいただいた御意見全文というところで、ちょっといろいろ気になるのですけれども、1番目の方の下に建設禁止でないのであれば御説明願いますという、説明してくださいという一文入っているのですけれども、これは、何か区としては御回答とかというのはあるのですか。

- 建築室長 説明をすべきという部分につきましては、例えば条例規則に定められた範囲以外であっても強い御意見等をいただいた場合については、事業者にお伝えをしまして、説明に努めていただきたいということで指導しておりますので、今後

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

もそのような形で対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○くじらい実委員 そうすると事業者の方から、いろいろ説明をしてもらおうという形になるのかなと思いますが、これは、ちょっと具体的に、ここに意見として入谷三丁目ということが入っているんですね。入谷三丁目ということは、地域の区議の先生方もいろいろ御苦勞はされたのかなと思っております。

今現状としては、もうほぼ建物が出来上がっている状況だとお聞きしまして、その中でも地域の方たちの、地域の反対の協議会というのはまだ存続をしてお聞きしているのですが、そのことについては、区は把握されていますでしょうか。

○建築室長 申し訳ございません。詳細はちょっと把握していなかったところなのでございますけれども、事業者の意見といたしましては、これから話し合いを行っていくというようなそういうスタンスは持っているということでございますので、必要に応じて、説明等を行っていただくようにということで、今後も指導してまいりたいと考えてございます。

○くじらい実委員 もう一つお聞きしたいのが、こちらのパブリックコメントでもありますが、せめて看板は立てるな、正面入り口に門と塀をして見えなくしてほしいと要望しているとありまして、これは、建物ができました、でも多分看板は立てないでくれとか、見えないようにしてくれという要望だと思います。まだいろいろと対応できる部分あるのかなと思うのです。

先ほどお話ちょっとさせていただいた反対の方たちの協議会というところからしたら、今あるのであれば恐らくそういう要望もまだまだ出てくるのかという中で、その意見というのは、区としてはお聞きしていますでしょうか。建物建った後の要望、建物が建ってしまった後にこうしてほしいとかいう要望は聞いていますか。

○建築室長 区といたしましては、今くじらい委員おっしゃられました看板を取りやめてほしいとか、塀を設置してほしいとかということだったかと思うのですけれども、そのような認識ではあるのですけれども、事業者にとっては、それはできないことだということは確認しております。

区といたしましても相手方ができないと明確に言っているものにつきまして、やりなさいということで指導することはできませんし、行政手続法上の問題もございますので、できることと、できないことを明確に住民の方に説明していただくことが大切だということで、指導してきているところでございます。

○くじらい実委員 そうすると、さっきの質問でも事業者と住民の方の話し合いですという形の答弁になってしまうかと思いますが、結局地域の方からすると、区は何もやってくれないのかという感覚になってしまうと思うのです。やはりその地域の方がまだ建物はできたけれども、やはり子どもたちのためにとか、こういう形で何か対応できるものはないかと、いろいろ模索はされていると思います。そこに対して、区はもう事業者とのやり取りでやってくださいとか、区はもうちょっと手出せませんよと言われてしまうと、地域の方からしたら全く区は放っておかれたという感覚になってしまうと思いますので、やはり事業者とのやり取りの中で、区もしっかり間にも入ってもらいたいと思うのですけれども、それについていかがでしょうか。

○建築室長 今後もしっかりと間に入らせていただきたいというその考えには変わりございませんけれども、一方的に住民側の意見を100%区が肩を持つような形で、そういうふうなやりなさいということもなかなか難しいところがございますので、基本的には中立ですけれども、住民の方の方にちょっと重きをしっかりと置きながら、寄り添って指導に努めていかなければいけないなと思っ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

てございます。

○くじらい実委員 これも要望でいいのですけれども、やはり区民の方からしたら、区の方がもうあとは知りませんよという態度を取られてしまうと、やはりちょっと放っておかれたな、区の方は何もしてくれないなという感覚になってしまいます。

先ほど100%事業者に全部飲んでくれという話は、それは難しいとは思いますが、ここはしっかり地域の方々、先ほど反対の協議会まだ続いているというお話も聞いていますので、そこはしっかり相談にも乗っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○建築室長 今おっしゃられました内容をしっかりと受け止めて、対応してまいります。

○ぬかが和子委員 私もまず最初に、中高層建築物、このパブコメの結果について質疑させていただきます。

先ほど建築室長の方から、条例ではなく、この基準の中でいろいろ対応していくというお話ありましたけれども、改めてお伺いしたいのですけれども、葬祭場等の設置に関する指導要綱というのは、足立区はどうなっているのでしょうか。

○開発指導課長 設置要綱とか設置基準ということで、現在あります。

○ぬかが和子委員 ほかの自治体では、その中で住居専用地域は駄目ですよということや、通学路上の例えば道路が狭いとか通学路の近くの設置を制限する、こういったことも盛り込まれているのでしょうか。それともこれからなののでしょうか。

○開発指導課長 現在の通学路と、あるいはその道路の狭小関係そういったものは足立区ではございません。

今回学校関係も、ほかの自治体でもずっと見させていただいて、何区かございましたので、それに合わせてやっていきたいというふうには考えております。

○ぬかが和子委員 条例は法律と同じで、基準、規

則だとそれに準ずる要綱的な側面もあるけれども、その指導に従わない場合には、事業者を公表するとか、そういう措置を取ることで、かなり厳しいものも持てるというふうには認識しているし、そういうふうにはやっているところもあるということでは、是非そういうふうにしていただきたい。

それから確かに、こういう条例改正とか規則を改めて直す、定める前にできてしまったものについてということはあるけれども、引き続きやはり良好な住環境のため、子どもたちのためにしっかりとした態度で対応していただきたいと思っております。どうでしょうか。

○開発指導課長 なかなか要綱というか規則ということで罰則規定とかは設けられないというのは、ちょっと弁護士等の相談させていただいているのですが、こういったものを区の方針として定めていければ業者に対しても、今業者の方もコンプライアンスとか厳しいところもありますので、強気に職員とかも対応できますので、そういったものは、よいものはどんどん改善していきたい。あと、他の自治体等もやはりいろいろちょっと比較して考えていきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 これからもどんどん出てくるということでは、小規模、用途変更も含めて、確かに規則で定めている自治体が多いわけで、その一番の要は、指導に従わない場合には、その事業者の名前を公表することができるということを規定することで、かなり抑制効果になるということも聞いていますので、是非そういうこともしっかりとやっていっていただきたいのですが、どうでしょうか。

○建築室長 現在の指導要綱におきましても、指導に従わない場合につきましては、特に必要があるときなどは、公表することができるという規定になってございますので、その辺について、的確に対応していきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 是非よろしくをお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

それから、私の方からは、あとはちょっと簡明にしますけれども、一つは、インクルーシブ遊具の設置計画。これは、かつて代表質問でも私求めたことあって、本当にやっと出たなというふうには思っているのですけれども、よかったと思っ

ているのですが、確かにインクルーシブ遊具、大型遊具も含めて設置する公園という点では、既存のところ以外だと計画的な配備を新たな公園等々を中心になってくるだろうというのも理解するので

す。

併せて、小規模でも一つ一つの公園の中に、やはりインクルーシブ遊具を設置するような方向性を持って対応していただきたい。つまり、近くの公園に障がいをお持ちのお子さんが行ったときに一つぐらい何か小さな遊具でも遊べるものがあるということを目指してやっていただきたいのですが、どうでしょうか。

○パークイノベーション推進課長 ぬかが委員のおっしゃるとおり、確かに、どこに障がいをお持ちのお子さんとかがいらっしゃるか分からないので、小さな公園でも取り入れるという方向性は持っておりますけれども、やはり小さいところでどれだけ入るかというのがありますので、その都度地域の方の御意見を伺いながら、設置の可否に関しては判断して、なるべく可能な限りインクルーシブな公園づくりに向けて進めていければと考えております。

○ぬかが和子委員 今回の報告事項でも写真で図示していただいたように、例えば砂場を工夫するだけでインクルーシブな砂場になる。それから、既に、ブランコ等で設置されているところもあると。やはりそういう姿勢を明確にして、どの公園でも何か公園改修はやっているわけですよ。何か一つでも障がいがある子もない子も遊べる遊具を持つというのは、法の理念から言ったら当たり前かなと思っ

ているのですが、改めてどうでしょうか。

○都市建設部長 今回報告の中で、21ページにもございますとおり、ユニバーサルデザインに配慮した公園、前回の委員会、前々回の委員会でも出入口の幅を広げるという報告をさせていただきましたので、そういう観点で、小さな声についても整備を進めてまいります。

○ぬかが和子委員 是非よろしく申し上げます。

それから、災害緊急トイレの点検組立て訓練の実施ということで、これも本当によかったというか、今までやっていなかったということが、いかなものかということではあるのですけれども、そもそも復興税を活用して、52か所の公園にこれらを設置したときに、どの公園にするかと選んだときに、もともと避難所に近いところに設置すると。要は、ただ単体で設置した場合だと有効な活用ができないからという選び方をしていたと思うのです。そういったことから考えると、区内の専門業者にこの組立て等々をやっていただくということは歓迎しているけれども、やはりその避難所との連携、そして、どうやってそれを有効的・有機的に活用するのかということが大事だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○事業調整担当課長 ぬかが委員御発言のとおり、避難所のそばに設置をするというのが設置当時の選定基準の中にございました。年1回避難所の本部長と庶務部長が一堂に会する会議等がございますので、まずは、そこでこういう場所に災害緊急トイレがございます、御活用くださいというのを

お話する。そこで、いろいろな意見上がってくると思いますので、そういうのを具体化していくという取組を進めてまいりたいと存じます。

○ぬかが和子委員 いざというときに使えないということでは、全く税金を使って作ったものとして問題なわけですから、災害対策とも連携しながら、避難所運営訓練等々でもそういうものが近くにあるということであれば一緒に訓練をするとか、そういう方向性持っていつていただきたいのですが、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

でしょうか。

○副区長 正にそのとおриだと思えるのですけれども、実は、今、災害対策課の方で「トイレの日」計画を作っていると思うのです。それで、避難所に近いところに優先的に作ります。実は、まだ121地域でトイレが不足しているのです。ですから、その設置と維持管理をどうしていくかというの併せてやっていかないと、設置したはいいけれども、その後2日ぐらいたつともう使えなくなってしまうという状況が起こる可能性がある中で、当然設置訓練はしますけれども、併せて、避難所や訓練の人たちですとか、地域のボランティアの人たちと一緒に管理していくような計画もセットでやっていきたいと思えます。それについてはちょっと夏頃になると思えますけれどもお願いします。

○いいくら昭二委員長 よろしいですか。

他に。

○市川おさと委員 まず、入谷の葬儀場の件なのですけれども、先ほど田中建築室長の答弁で話し合いを促していくというのですか、話し合いという言葉が何度も出てまいりました。話し合いというのは、要するに地域の住民と事業者との話し合いということなのですけれども、ただ話し合いといっても、最初は1回、2回というのはやってくれるのですけれども、その後やるかどうかというのは、どうかというともうやっていないのですよ。そういう公開の場、広い場所でやるかといったら、やるかやらないかはやってない。住民としては求めてはいるのですよ。地域住民、近隣の人たちは求めてはいるのだけれども、それは、事業者がもうやらないといったらもうやらないのですよ。

それから、壁だとか看板の話も出ました。私もその前ずっと言いましたから、ずっと聞いていますけれども、経緯も知っていますけれども、看板付けるなどということも言っていましたし、付けるならせめてもっと小さいのを付けてくれというこ

とも箇条書にして、各種いろいろ要望を出しているのです。要望を出すのだけれども、要望を出すのはどこかという事業者に対して出して、事業者がどの要望を聞か聞かないかというのを決めるのです。要するに、話し合いの会合もやるか、やらないか決めるのは事業者が決めるわけで、要望を出すのは好きに要望を出せるのだけれども、その要望のどの部分を受け入れて、どういう形でやるか、やらないかを決めるのも全部事業者で、その間に、区の影というか影響というのが全然住民には見えていないのです。要するに、ちょっと繰り返し言いますが、話し合いをするか、しないかは事業者が決めるのだと、もうやめるということも事業者が決まると。個々いろいろな要望を出しても、それをやるか、やらないかも事業者が全部決めると。それはもう最終的な決定になってしまうと。こういう現状があるということは、建築室長、御案内でしょうか。

○建築室長 そのような状況も聞いているところですが、これは、事業者側の意見ではございますけれども、なかなか冷静に話し合いをできる状況ではないというようなことも言っておりました。ですので、向こうとしては、オープンに構えているのだけれどもということでございますので、場合によりましては、いついつやるのでということでありましたら、区の方からしっかりと説明会をやりなさいということで指導いたしますし、その話し合いをしていく中で、先ほども答弁させていただきましたが、なかなか事業者として譲れない部分もあるのだとは思っています。ですので、そのところにつきましては、冷静にしっかりと説明をして、御理解をいただくようにということで対応していきたいなというふうに思います。

○市川おさと委員 今の答弁は、聞いていてちょっと事業者の方にずっと寄っちゃっているのかなというふうにも聞こえるのですよ。それは、要するに私が言いたいのは、個々具体的な要望なんか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

しても、それは事業者がやる、やらないも全部決めちゃっているわけですよ。看板出す、出さないにしても、看板の大きさにしても、もう言われたら、こちらでぶうぶう文句言うぐらいの話になってしまって、何もそこから話が進まなくなっちゃっているのですよ。それは、入谷の件に限らず、この手の話というのが今後も起こるわけで、今も六月の方でも今進んでいますけれども、ちょっと区の立ち位置というのか、それがもっと寄ってほしいなど。個々具体的な話にしても、向こうが譲れないといったらそれで終わりなんだとか、向こうが冷静な話し合いができないと言われたら、そうなんだと納得しちゃうようなそんな区であっては困ると思うのですけれども、副区長いかがでしょう。

○副区長 今、田中建築室長の答弁は、どちらかという特定行政庁的な発想の答弁かなというふうに私も受け止めております。

やはり区としては、住民に寄り添った立場で、当然協議したり、寄り添った形で進めていくということだと思いますので、ちょっと建築室の方とも相談をして、これからどんな形でできるのかということに対応させていただきます。

○市川おさと委員 分かりました。何というのか、やはり地域といっても実際にこの件で非常に熱心に、また、自分事として捉えているのは、本当に近くというか、土地を接して住んでいる方々、この方々の熱い思いというか、一体どうなっているのだという思い、また区に対する不信の思いなども聞いているわけであります。

ですから、今副区長おっしゃいましたけれども、そういったことをよく建築室と話して、地域住民の方に納得はなかなかできないかもしれないけれども、できるだけの寄り添う姿勢は見せてもらいたいということを強く要望いたします。

それからもう一つ。インクルーシブ遊具についてです。

この件に関しましては、平成25年に保木間公園が改築というのがありまして、そのときにもう13年前になりますけれども、私の方でインクルーシブブランコを作ってくれということと言った、やってもらったということが昔ありました。もう13年前だから相当昔の話です。

当時やはりこの建設委員会で、隣が加藤さんだったのですよ。加藤さんなんかともちょっと話しながらやったのだけれども、その当時の雰囲気としては、市川が何か実に小さいつまらないことでぎゅうぎゅう言っているなというような雰囲気が当時あったのです、はっきり言ってあったのです。ただ、私としては、すごくこれは大事な話だというふうに思って、ぎゅうぎゅう言って、ぎゃんぎゃん言って、保木間公園に本当に小さなインクルーシブブランコ、実は、インクルーシブブランコというのも私がさらっと勝手に作った言葉で、インクルーシブブランコという形で設置してもらいました。ただ、私もそこで力尽きてしまって、それを広げていこうとかインクルーシブ公園というものをつくることとかいう、そこまでの話はしなかったのですよね。

その後、今話がすごく大きくなって、こういった報告も出るに至っている。また、様々な形で広がっているのは本当にうれしいなというふうに思います。私ももう20年以上議員やっていて、こうした現場に立ち会うことができたというのは、すごくうれしいなと思っています。

そこで、19ページを見てください。インクルーシブ遊具の選定についてということであるのですけれども、障がい者団体ヒアリングを実施し、遊具を選定するというふうに書いてあります。ここで言う障がい者団体というのは、どういう団体でしょうか。

○パークイノベーション推進課長 いわゆる障がいの種類等々たくさんあるかと思しますので、可能な限り各団体様の方に御意見をお聞きしたいと思

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

っております。

特に、従前ですけれども、今まで整備していたときには、花畑にあります花畑学園の特別支援学校の先生や生徒、あと、お母様方、御父兄に御意見を聞いたりとかというのもありましたので、そういったことはどんどん継続して、使いやすいものを設置できればと考えております。

- 市川おさと委員 いい答弁をいただきました。私が何を言いたいかというと、通常僕らがいる障がい者団体というと、お年寄りがすごく多いわけ。それで、そういったお年寄りが遊具使わないというわけではないけれども、基本的に公園の遊具使うのはお子さんです。お子さんが使うわけ。しかも、こういった公園というのは、近隣に住んでいる方、近隣に住んでいる方のお子さんが公園で使うわけ。それは、どんな公園でもみんなそうですよ。地域にいろいろ公園あるけれども、近隣に住んでいる、近くに住んでいるお子さんが公園の遊具で遊ぶわけですよ。したがって、ここでいう障がい者団体というふうに書いてありますけれども、普通僕らが言っている障がい者団体といって、お年寄りの団体もそれは聞いてはいけないというわけではないよ。そうではなくて、近隣に住んでいる障がいをお持ちのお子さん、あるいは、お父さん・お母さんとか、そういった人たちにしっかりとこれは聞かなければ、その人たちが使うのだから聞かなければいけないという認識を私持っているのですよ。その辺りの認識は、区はいかがでしょうか。
- パークイノベーション推進課長 市川委員のおっしゃるとおり、やはり近くの方が使えるというのは、一番大きいかと思っておりますので、その点に関しては、どこまで把握し切れるのが課題はあるかと思っておりますけれども、当然ビラとかは、公園改修するとき近隣の方にはポスティングまでしてやっておりますので、その中で、意見聴取、あと周りから何かしら情報がいただければ直接お伺いして、

御意見を伺うという手もあるかと思っておりますので、そういった形で丁寧に対応できればと考えております。

- 市川おさと委員 団体と言っても、私、これを何度も言っているけれども、障がい者であっても団体に入っていない人の方が圧倒的に多いです。圧倒的に多いので、団体だけ相手にして障がい者の意見聞きましたという行政の、何か言っては悪いけれどもアリバイ作りみたいな話にしてほしくないのですよ。

だから、さっきおっしゃいました近所に配るビラでも意見を求めていますなどとそういう一般的な書き方だけでは駄目なので、やはりこういったインクルーシブのことも配慮していますので、障がいのある方の意見も求めていますので、遠慮しないでおっしゃってくださいと、それは特記して書かないとなかなか声は拾えないと思うのです。

だから、そういった形で、特に、こうやって委員会でのやり取りというのは、区民の皆さん全然見ていません。やはりビラとかチラシとか、これはすごい見るからその中にはっきりと書くとか、あるいは、イメージ図なんかを書くときに障がいのお子さんが必ずいるようにすると。そうすれば、そうなんだと、区はこういうことやっているのだということがすごく地域の人にも分かりやすくなりますので、チラシの書き方なども是非工夫して、そういった人たちが声を上げやすいような、そういった取組にしてほしいなということを強く要望いたしまして、終わります。

- 富田けんたろう委員 私からも葬祭施設について伺います。

まず、区としても今設置基準を持っていて、この設置基準によると、そもそも事前に説明会をやってくれと義務付けているように見えるのですが、まずその認識で合っているでしょうか。

- 開発指導課長 お知らせ看板というのは、中高層の条例と並行というか、今の段階ですとその前に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

やってほしいということでは、言っているところ
でございます。

○富田けんたろう委員 その説明会の結果を、要は
区長に報告をするというようなフローであるとい
うふうに区のホームページに出ているのですけれ
ども、今回入谷の件もちろんそのフローにのっ
とって申請があったということによろしいでしょ
うか。

○開発指導課長 今回の件も含めて、区長の方には
報告しております。

○富田けんたろう委員 要は、事業者側からその説
明会の報告書が出てきていると思うのですけれ
ども、そこでどういった意見があったのか。その報
告書を受けて、区として、その当時どのように捉
えていたのか。その辺り教えてください。

○開発指導課長 実際、整備基準の方の説明会と、
いわゆる中高層の説明会同時にやっているという
ことで、そちらの方で、実際先ほど言った入谷の
方については、子どもたちの影響があるとか、そ
ういったものは当時いただいておまして、フェ
ンスの話とか具体的な話までは当時なかった、そ
こには入っていないのですけれども、そもそも
設置がもう駄目だと、いわゆるゼロか100か
という話はちょっと聞いております。

○富田けんたろう委員 なるほど。その段階で、あ
る程度踏み込んだ議論というのを、やはり区と事
業者側できちんとすることが必要だったのかなと
いうふうには聞いていて思いました。

実際に、新宿区のこの管理要綱というか、新宿
の場合は、葬祭施設の設置及び管理・運営に関す
る指導要綱という形でこれも公開されています。

やはりここでは、説明会をやって区長に提出さ
れた報告書に基づいて、きちんと指導すると。そ
れから建築確認等々に進んでいくというフローに
なっているというか明記化されているわけですね。
ですから、この辺りまで踏み込んだ基準というの
を今回見直しをしていくというのであれば作る必

要があるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○開発指導課長 今回の改正の中にも、結局指導基
準で承認した後看板を立てるというのも可能に見
えるような条文でして、いわゆる業者側が条例の
お知らせ看板を立てて説明会を開くときに、実は、
実際の基準の承認を得ていたというのが現実ござ
いまして、何とこのですか、それを盾にとい
うか、こうやって区から承認が下りているのだよ
ということのお話をちょっと地域の方からもいた
だきましたので、そこはもう完全に逆にして、い
わゆる看板立てて説明会した後、承認という形で
今回ちょっと変えていきたいというのは考えて
います。

これにつきましては、過去からの経緯もありま
したので、今回改めて変えていきたいというふう
には考えております。

○富田けんたろう委員 よく分かりました。

あと設置に関しては、その方向で是非と思いま
すが、管理・運営のところについて、やはりここ
も見直してもいいのかなと思う点が1点あったの
です。

やはり新宿と比較をしたときに、新宿なんかは、
この例えばお通夜と告別式、それから遺体の搬出
入等は午前9時から午後10時までの間において
施設敷地内で行うことという具体的なその時間の
制限まで明記をしているというところもあったり
もするので、是非この辺りは、各区の状況を検討、
研究をして見直ししていただきたいと思うのです
が、管理の方いかがでしょうか。

○開発指導課長 私どもは、新宿区、あと文京区と
かもいろいろ同じような条件とかだったかと思
います。何とこのですか、なかなか地域の方々か
らも例えば運動会とか文化祭とかそういった時期
にはもうやめてくれとかという話もいただきました。
なので、それは、業者の方には伝えておりま
す。運営の方でどこまでできるかというのは、ち
よっと今後になると思うのですけれども、そうい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ったものを注意してほしいということは、区からの方は話をしております。

さっき言った基準の方に、9時から何時までというのを入れられるかというのは、ちょっとほかの自治体もどこまでそれを言えるかというのがありますので、法律相談とかも含めてやっていきたいと思います。

○富田けんたろう委員 分かりました。ちょっとほかの自治体を研究してください。

最後に、電柱の件を確認したいのですが、そもそも足立区内において、電柱というのは毎年何本ぐらい減っているのか。それと同時に、どのくらい新規で電柱が増えているのか。すみません、その辺り教えてください。

○都市建設課長 具体的な本数はちょっと把握しておりませんが、基本的には、開発等に伴って電柱ができるものと考えますので、基本的には増えている方向かなと考えております。

○富田けんたろう委員 私もそうかなと思って、やはり大型のマンション開発であったり宅地開発というのは、区内でも進んでいるという中で、これ以上増やさないための取組というの必要なのかなとはやはり思っています。

それに関して、区として、何か今取組をやっているのであれば教えてください。

○道路公園整備室長 今東京都の方でも緊急輸送道路等のところに新たに電線を付けるのはもう駄目だよということで、そういう方針出ましたので、基本的にはあまり増えないような感じです。ただ、どうしても開発等があって、電線供給をする、電気の供給するために付けざるを得ないような場所に限っては、仮設という形で付けるというようなことで、原則は、もう付けないという方針で、今、今後の新規、緊急輸送道路についてはですけども、方針を出しているところでございます。

○都市建設部長 小規模な開発については建柱される可能性があるのですが、基本的には、大規模な

開発につきましては、無電柱化の推進ということを前提で開発しております。

○富田けんたろう委員 東京都の方としては、私もちょっと調べたところ2026年からはもう本当全面的に規制をしていくという話があって、それに準ずる形といいますか、区としては、緊急輸送道路においては、もう電柱は新しく作るのをやめてねと、そういうことでよろしいでしょうか。

○都市建設部長 富田委員がおっしゃるとおりでございます。

○小泉ひろし委員 災害緊急トイレの点検のことをちょっと伺いたいと思います。

点検組立て訓練を実施するというので、委託するわけですが、地域では、公園に防災井戸だとかマンホールトイレというのが設置してあるというのは、比較的小さな規模の公園なんかは、地域の住民がなかなか分からない。例えば防犯パトロールだとか何かで街歩きをしたときにあれなんだろうというような声も出ているわけです。

今回は、避難所運営訓練とかそういう形ではないのでと思うのですが、全く地域の方に情報提供なり、そういう連携とか何かのそういうことは予定しているのでしょうか。

○事業調整担当課長 災害用の緊急トイレでございますけれども、現地には、ちょっと見づらくて恐縮なのですが、必ずこういう看板があって、「ここにはこういうトイレがあります、こういう使い方をしてください」という周知はできる、ハード面は整っているところでありますけれども、それを積極的に地域の方にお知らせするということはしてございませんでした。

今後訓練をやっていると、それが地域の方に何作っているのだと見える化するですとか、それから先ほど申しましたように、避難所の会議等で、こういうものが皆様のお近くにありますがということを、まずはお知らせしてまいりたいと考えております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○小泉ひろし委員 事業者の方やって、地域の避難所訓練とはまた違うと思いますけれども、よろしくをお願いします。有事の際は、やはり機能しなければ意味がないことなので、こういうことは大事なことだと思います。

この災害マンホールトイレの方については、通常の下水道の水を使って流すということによろしいですね。

○都市建設部長 こちらのマンホールトイレなのですが、併せて防災井戸も設置してございますので、井戸水を使って、耐震化された下水管に流す、こういう仕組みになっております。

○小泉ひろし委員 分かりました。よろしくお願いします。

何らか地域の方にもそういう訓練やっているのだというのが分かれば、日頃自分の住んでいる地域にそういうものがあるわけですから、有事の際は活用できると思います。

それとトイレのアートプロジェクト、これは本当にいいことで、今回は、一部の地域で実施したことだと思うのですが、街歩きとか防犯パトロールなんかやって、皆さん住民の方は、この通りでかわいいわねとか、今回のプロジェクトとは違うにしても、最近トイレもきれいになって、カラフルでいいわねとそういう声を皆さん出しているんですね。本当にこういうものが区で広がっていけば、トイレを大切に使うとかそういうことに★★、本当にこれが広がってきたとき特色あるこのアートというか、そういうものなんかも、いろいろな広報の機会を捉えて広報するだとか、その辺も区民の意識向上だとかそういうのを大切するという、非常に大事だと思うのですが、この辺はいかがなのでしょう。広報的なところとか。

○パークイノベーション推進課長 この取組に関しましては、始めたのは、平成29年とかそれぐらいから職員の方が、ただ、塗り替えとか屋上の防水を定期的にやらなければいけないのですけれど

も、ただ、今あったそのままの色で塗り潰すよりは、何か一工夫したらいいのではないかという発想の下、職員が中心にやり始めました。

今回、前も北鹿浜公園ではデザインの募集をしたりとかということがあって、今回久々にお子さんに実際参加してもらおうような形を取りました。

今後も、塗装の塗り替えとかそういった関係では、こういったイベント的にはできるかは確約できない、毎年できるとは言えないのですけれども、職員の方で塗り替えていくときは、ちょっとデザインに気をつけたような形の塗装等で塗り直しとかをやっていければと考えております。

○小泉ひろし委員 今回は、職員ではないですけども、今お話あったように、職員が自前でペイントというか塗ったというそういう話も聞きまして、本当にすごいなと思ったわけです。いろいろなやり方ありますけれども、単純な殺風景な塗装よりは、何かのときは、そういうものを広めていただきたいと要望いたします。

○いいくら昭二委員長 よろしいですか。他に質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○いいくら昭二委員長 次に、その他に移ります。何か質疑ありますか。

○ぬかが和子委員 その他で、簡単どころも含めて3点質問させていただきます。

情報連絡で、まちづくりフォーラムの開催結果についてあるのですけれども、私もまちづくりフォーラムに出させていただき、一緒に学ばせていただきまして、本当にまちづくり推進員の方々が熱心に勉強をされているところはよく分かりました。

実際に、このまちづくり推進員、是非なってください、募集していますよなんてことが何かイベントのときにチラシに書かれているけれども、実

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

際になろうとすると推薦の枠しかない。つまりなりたい、まちづくりに関心がある、頑張っやってみたくと思う人が応募して、参加できるような枠組みになっていない。やはり今のぐるぐるやいろいろな流れから見ますと、当然新しくこの公募委員を募るとかいうことで、新しい力を入れていくような方向性にしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○まちづくり課長 ぬかが委員おっしゃるとおり、今まちづくり推進委員については、各団体からの公募をいただいている、応募をいただいているところが主なところになっております。

この間もフォーラムの反省を推進委員会の方でさせていただいたのですけれども、やはり若い人たちも入ってもらったりするということが必要だということもございまして、そういった若い人が入ってきていただけるような仕組みだとかということも含めて、今後考えていきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 もちろん今までの方々も一生懸命やって、私も知り合いも何人も頑張っているとは思っているけれども、やはりそういう新しい力を入れていく、公募も含めて、やりたいと思える人がそれこそ区の基本計画のスローガンと同じように、やりたいと思う人がまちづくりの勉強に参加できる、そういう枠組みを是非作っていただきたいと思います。

それから、東京都における都市計画道路の整備方針の関連も情報連絡にあるのですけれども、かつの★★と言われているものはたしかこれになっているのかなという気はしています。

この路線の中で、例えば、優先整備路線補助253号線西新井一丁目付近入っておりますけれども、当然これは、東京都の都市計画決定されている計画だと幅員が25mで立体交差できるようにすると。だけれども、地域からするとそれをやるとなると大師の門前がなくなってしまうという

声が上がって、実際に都市計画変更しないと事業化は踏み切れないだろうというところが優先整備路線に入っているのです。

この情報連絡にもあるように、これは前回も出して、変更はなし、つまり新たな追加ではないということなのかということと、それから、やはりそういういろいろな矛盾をはらんでいる路線もあるわけですから、この優先整備路線だからということで、むやみに事業化をして、住民の意向に反するようなやり方というのはやらないでいただきたいのですが、どうでしょうか。

○都市建設部長 まず、2点目の1点目でございますが、現在の計画から新たに付け加える路線はございません。

2点目の優先整備路線といっても、その中でも優劣付ける場合もありますし、住民の意向を無視した道路整備については、しないという方向で進めてまいります。

○ぬかが和子委員 今回、第四次、第五次だったかな、優先性。第五次でしたね。第四次とは変わっていないということだったので、第四次から第五次を見れば、確かに無理強いはしていないというのは理解するので、やはり費用対効果のことも含めて、この時代の中で、何が優先なのかというのは、しっかりと見極めてやっていただきたいと思います。

それからもう1点なのですけれども、実は、昨年末12月23日に、国の国土交通省の方で、昨年は、陳情で審議されていた羽田の新飛行ルートについての固定化回避に係る技術的方策検討会というのが行われたのを御存じでしょうか。

○事業調整担当課長 会議が開催されたことは存じておりますけれども、すみません、資料も区の方には来ておりますが、まだ読み込んでいます途中で、詳細は把握してございません。

○ぬかが和子委員 これに照らして、例えば品川区長は、非常にいわば世界一今危険だと言われている

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

る進入路、この首都圏の上空を通るといふ進入路、そして、私も驚いたのだけれども、例えば、足立区はそんなに低くないよとよく言われているけれども、それでも1,500フィートなのです。だけれども、千葉県は、国との約束で6,000フィート以下には飛ばないという約束になっているのです。だけれども、首都の23区はもうそれ以下ということになっているということで、だから国の方も固定化は回避するのだと。海上ルートを検討するのだということを出して、技術的にもその方策を検討していくということで、品川区の区長は、この海上ルートの実現に向けた今後の方向性が示されていると。先日私もこれを勉強しに行ってきたのですけれども、だからつまり、かじを切ったという表現を国土交通省しているのです。

是非、品川区長が声を上げているように、足立区だってもう本当に今頻繁に通っていますので、この海上ルートの実現に向けた検討を加速化するように、是非区長名で声も上げていただきたいと思っているのですが、どうでしょうか。

- 副区長 これについて、まだしっかりと内容把握できておりませんので、まず内容を把握して、それで、当然海上ルートの方が安全ですので、実現できるかどうかについては、区長会で上げるかどうかについても議論させていただきます。
- ぬかが和子委員 恐らく品川区長も区長会のまだ水準にはなっていないかもしれない。そういう段階でも、区長名で挙げていらっしゃるのですよ。そこでは、やはりこの住民負担を軽減するというところで、こういうことが示されて前進していますよと、だったらそれを加速化してくださいというものを国土交通大臣宛てに上げておりますし、これは報告文書なのですからけれども、技術的にそれが可能になってきたということもいろいろ明らかになっているので、是非そういうこともしっかり見ながら、区長として声を上げることを検討してい

ただきたいと思っているのですが、再度答弁お願いします。

○副区長 そこについて、しっかりと区長の方にも情報を上げて、対応させていただきたいと思えます。

○いいくら昭二委員長 他に質疑なしと認めます。以上で建設委員会を終了いたします。

午前11時12分閉会

速報版